

高齢社会をよくする女性の会・佐賀 会則

第一章 総則

第1条 この会は高齢社会をよくする女性の会・佐賀という。

第2条 この会は事務局を佐賀市に置く。

第二章

第3条 この会は高齢社会における諸問題を総合的に調査研究するとともに情報提供・交換等をとおして、より豊かで望ましい高齢社会を創造しさまざまな文化的活動を提案実現することを目的とする。

第三章 活動・事業

第4条 この会は前条の目的を達成するために次の活動及び事業を行う。

- (1) 高齢社会にかかわる問題の調査・研究
- (2) 前号の問題に関する情報・資料の収集と作成及び前条の目的を達成するための企画
- (3) 研究会・講座・講演会及び年1回のシンポジウム開催
- (4) 会報及び研究報告等出版物の刊行
- (5) 各地における同一趣旨のグループ・団体との連携・交換
- (6) その他前条の目的を達成するために必要な活動及び事業

第四章 会員

第5条 この会の会員は次のとおりにする。

- (1) 正会員 この会の目的に賛同する個人
- (2) 賛助会員 この会の目的に賛同し、会の活動の資金援助をする個人または団体

第6条 この会に入会を希望する者は、会費を添えて事務局に申込み手続きをする。

第7条 会費は次のとおりとする。

会員会費 ¥3,000 (年間)

賛助会員 ¥5000 (1口)

ただし、一旦納入された会費等は返金しない。

第八条 会員はその旨事務局に届出で退会できる。ただし、会費を2年以上納入しないときは退会したものとみなす。

第五章 役員

第9条 この会に次の役員を置く。

- (1) 代表 1名
- (2) 代表代理 1名
- (3) 常任理事 12名
- (4) 理事 20名
- (5) 監事 2名
- (6) 顧問 若干名

第10条 役員を選任は次のとおりとする。

- (1) 代表代理は常任理事の中から総会において選任する。
- (2) 常任理事の中から代表代理を選任する。
- (3) 常任理事は理事の中から委任する。
- (4) 理事と監事は相互に兼ねることはできない。

第11条 役員は次の職務を行う。

- (1) 代表はこの会を代表し、会務を統括する。
- (2) 代表代理は代表を補佐して会務を遂行する。
- (3) 理事は理事会を組織して総会の決議に基づき会務を遂行する。

- (4) 常任理事は理事会の委任を受けて会の日常的な運営にあたる。
- (5) 監事は民法第 59 条に基づいて職務を行う。

第 12 条 役員の任期 2 年とする。再任を妨げない。

第六章 会議

第 13 条 会議は総会及び常任理事会・理事会とし、定期総会は年一回とする。ただし、臨時総会を開くことができる。

第 14 条 総会は次の事項を決議する。

- (1) 活動及び事業の計画
- (2) 事業報告の承認
- (3) 予算及び決算

- (4) その他会の運営に必要な決議事項

第 15 条 理事会はこの会則に規定するものの他、次の事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関すること。
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他の議決を要しない会務の執行に関する事項

第 16 条 総会の議長はその総会において出席会員の中から選出する。

常任理事及び理事会の議長は代表がこれにあたる。

第七章 資産及び会計

第 17 条 この会の資産は次の各号をもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金
- (3) 事業にともなう収入
- (4) その他の収入

第 18 条 この会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終わる。

第八章 雑則

第 19 条 この会則の施行について必要な事項は理事会の決議を経て別にこれを定める

第 20 条 会則を改正するには、総会時において出席会員の 2 分の 1 以上の議決によらなければならない。

付則：(1) この会の設立準備委員会を置く当初の役員は第 10 条の規定にかかわらず設立総会の定めるところにより、その任期は第 12 条の規定による。

- (2) この会の設立初年度の活動事業計画及び収支予算は第 15 条の規定にかかわらず設立総会の定めるところによる。

- (3) 初年度は平成 8 年 1 月 17 日から平成 9 年 3 月 31 日までとする。